と認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑾　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Wakiguchi, President, Kochi University

⑵　Classification of the products to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of repair work of ward etc, Kochi Medical School Hospital

⑷　Time-limit for the submission of application forms : 5 : 00 P.M. 29 June, 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 29 July, 2015 (tenders brought along : 2 : 00 P.M. 29 July, 2015 or tenders submitted by mail : 2 : 00 P.M. 29 July, 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Kochi University, 2―5―1 Akebono-cho Kochi 780―8520 Japan, TEL 088―844―8136

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する石狩川改修工事の内　蛸の首樋門改築工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 27 年 6 月 19 日

北海道開発局長　岡部　和憲

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　石狩川改修工事の内　蛸の首樋門改築工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　北海道滝川市

3　工事内容　工事延長：Ｌ≒250m、樋門工（幅6.0m×高4.3m×延長50.0m　２連）：Ｎ＝一式、コンクリート（ＲＣ－２－１）：Ｖ≒4,100㎥、高水護岸工（Ｗ＝350kg／㎡）：Ａ≒3,140㎡、低水護岸工（Ｗ＝400kg／㎡）：Ａ≒2,230㎡、呑口水路護岸（Ｗ＝300kg／㎡）：Ａ≒1,770㎡、河川土工（盛土）：Ｖ≒6,500㎥、旧樋門撤去：Ｎ＝一式、仮設工（鋼矢板二重締切工）：Ｎ＝一式

4　工事区分　一般土木

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成27年６月19日から平成27年７月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成27年７月22日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の申請を行い受理されている者であって、申請した経営事項評価点数が、1,100点以上であること。ただし、開札の時において、上記の一般競争参加資格の決定を受けていなければならない（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ①　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者については、一級河川において、平成12年度以降に、次の㋐及び㋑の要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　堤防を横過して設置された継手を有する樋門又は樋管工事で、１連当たりの内空断面積が10㎡以上のものが２連以上の工事

㋑　堤防開削を伴い、鋼矢板を用いた二重締切を設置した工事

ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくて良い。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、一級河川において、平成12年度以降に、堤防を横過して設置された１連当たりの内空断面積が１㎡以上の樋門又は樋管工事、又は堤防開削を伴い、鋼矢板を用いた二重締切を設置した工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

また、いずれの場合も、参考として、工事施工内容が確認出来る資料（図面等）を添付すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成12年度以降に、上記イ①に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、上記イ本文に掲げる工事の経験を要しない。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。